ゆうパック出荷データ連携等規約

第1条(総則)

- 1 この出荷データ連携等規約(以下「本規約」といいます。)は、ゆうパックとする荷物(以下「荷物」といいます。)を差し出す荷送人であって、出荷データ(次条で定義します。)を日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)に連携する者(以下「利用者」といいます。)に適用される規約です。
- 2 利用者は、本規約に定める条項全てに同意したものとみなし、本規約は当社と利用者との間で適用されるものとします。
- 3 当社は、本規約を随時変更できるものとします。この場合において、変更する内容は、事前に当社 所定のサイト等への掲載その他の当社が別途定める方法で周知するものとし、変更後の本規約は利用 者が新たに出荷データの連携を行ったときに、その効力を生ずるものとします。ただし、出荷データ の連携を行い、当該出荷データに係る荷物の取扱い中に本規約が変更となった場合については、当該 出荷データに関しては変更前の本規約が適用されるものとします。なお、当社は当該変更により利用 者に不利益又は損害が生じた場合においても、一切の責任を負わないものとします。
- 4 本規約に定めのない事項については、当社が定めた荷物運送約款(ゆうパック約款をいい、運賃料金表を含みます。以下同じ。)、荷物運送約款の規定に基づき当社と利用者の間で個別に締結された運送業務委託契約及び当社が提供する各種サービスの個別規程の定めが適用されるものとします。

第2条(出荷データの定義)

本規約において「出荷データ」とは、次の各号に定めるデータをいいます。

(1) 確定データ

利用者が、当社に差し出す荷物の差出日時、お問い合わせ番号(追跡番号)、宛先情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等)、荷送人情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等)及びサイズその他当社が指定する事項等の出荷確定情報を、当社が定める仕様により作成したデータ。

(2) 予約データ

利用者が、当社に差し出す荷物のお問い合わせ番号(追跡番号)、宛先情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等)、荷送人情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等)及びその他当社が指定する事項等の出荷予定情報を、当社が定める仕様により作成したデータ。(当社が提供する送り状印字システムを利用して、当社に差し出す荷物のあて名ラベルを作成した際に、当社に自動的に提供されるデータを含みます。)

(3) その他の出荷データ

前各号以外で、利用者が荷物を差し出すに当たって運送に必要な情報を当社が定める仕様により 作成したデータ。

第3条(出荷データの連携)

利用者は、当社が指定する日時までに、当社が指定する方法により出荷データを提供し、又は当社が提供する送り状印字システムを利用して、当社に差し出す荷物のあて名ラベルを作成することで、当社に自動的に出荷データが提供されることにより、当社と出荷データを連携するものとします。この場合において、当該出荷データに不備があるときは、利用者は当社が指示するところにより、当該出荷データの補正その他必要な措置を講じなければならないものとします。

第4条(出荷データの活用)

- 1 当社は、次の各号に定める方法により出荷データを活用することができるものとします。
 - (1) 当社が、利用者の求めに応じ、荷物の荷受人に対し、連携された出荷データのうちメールアドレスを使用して、荷物のお届けに関する通知(以下「お届け通知」といいます。)をメール送信すること。
 - (2) 当社が、荷物の荷受人に対し、当社が別に定める「ゆう ID 配達予告等通知サービス利用規約」に 基づき通知サービスを利用する者の情報を連携された出荷データと照合した上、郵便番号・氏名・ 電話番号が一致した場合、荷受人が指定するメールアドレスにメールを送信する方法その他の当社 所定の方法によりお届け通知を送信すること。
 - (3) 当社が、荷物の荷受人に対し、連携された出荷データのうち電話番号を当社が指定するソーシャル・ネットワーキング・サービス等を運営する第三者に対し提供し、当該第三者が保有する情報と照合した上、一致した場合、当該ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用してお届け通知を送信すること。
- 2 利用者は、当社指定の方法により、出荷データのうちお問い合わせ番号(追跡番号)を使用して、 荷物の荷受人に対し、お届け通知を送信することができるものとします。
- 3 当社は、前項によりお届け通知を受信した荷受人から次の各号に定めるお届け日時や場所の変更を 受け付けることができるものとします。ただし、第1項第3号に定める方法により送信されたお届け 通知からは、第1号に定める方法に限り受け付けることができるものとします。
 - (1) 当社が定めたゆうパック約款第13条第1項に定める方法のうち、当社が別に定める方法
 - (2) 当社が別に定めるコンビニエンスストア等の店舗及び受取ロッカー
 - (3) 荷受人の住所又は居所内であって、当社所定の場所
- 4 荷受人から前項第2号に規定する場所への変更を受け付けた場合は、当社が別に定める受取拠点利用規約が、前項第3号に規定する場所への変更を受け付けた場合は、当社が別に定めるe受取チョイス指定場所(自宅等)利用規約が荷受人に適用されます。

第5条 (個人情報の取扱い)

- 1 当社は、利用者が第3条の規定により連携した出荷データに含まれる個人情報(以下「利用者提供情報」といいます。)について、当社の定める「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」及び日本郵政グループの定める「グループ・プライバシーポリシー」(以下「プライバシーポリシー等」といいます。)に従い取り扱うものとします。
- 2 当社は、利用者提供情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び本人の同意が得られた場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供等をしないものとします。ただし、次に掲げる場合のほか、別途当社が明示的に定めている場合はこの限りでありません。
 - (1) 当社がプライバシーポリシー等に掲げる目的の達成に必要な範囲内において利用者提供情報の取扱いの全部又は一部を委託するとき。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って利用者提供情報が提供されるとき。
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) その他、個人情報保護法(平成15年法律第57号)その他の法令で認められるとき。

- 3 当社は、利用者が連携した出荷データに登録されている利用者提供情報について、第1項及び前項 の規定により取り扱うとともに、当該出荷データに係る荷物の配達業務等を遂行するために、当社が 必要と定める範囲内で利用できることとします。
- 4 当社は、利用者が連携した出荷データの利用者提供情報について、当社所定の期間の経過後、消去します。

第6条(利用設備等)

- 1 利用者は、出荷データを連携するために必要となる適切な機器、ソフトウェア、インターネット環 境等(以下「利用設備等」といいます。)を自らの責任と負担において設置し、使用するものとします。
- 2 利用者が利用設備等の不具合により出荷データを連携できない場合、又はそれにより利用者若しくは第三者に不利益若しくは損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 (禁止事項)

当社は、利用者が出荷データを連携するに当たり、次の各号の行為を禁止するとともに、利用者が これらの禁止事項を行ったことにより生じた不利益又は損害について一切の責任を負わず、一切の保 証を行わないものとします。

- (1) 不正な出荷データを連携する行為
- (2) 公序良俗に反する情報が含まれた出荷データを連携する行為
- (3) 差し出す荷物に係る情報と著しく乖離した出荷データを連携する行為
- (4) 本規約に違反した行為
- (5) その他当社が不適切と判断する行為

第8条 (利用者の責任)

利用者は、出荷データの連携に当たり、当社、他の利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任と負担において当該損害を賠償するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条(暴力団等の排除等)

- 1 利用者は、自己若しくは自己の役員等(役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいい、以下この条において同じとします。)又は当社との取引に係る委託先(委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。次項及び第3項において同じとします。)若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以 下この項において「暴力団等」といいます。)であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする など、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を 有すること。

- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、当社との取引に関して自己若しくは自己の役員等又は委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する 行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、利用者若しくは利用者の役員等又は当社との取引に係る利用者の委託先若しくはその役員 等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申 告をしたことが判明し、又は当社との取引に関して前項各号のいずれかに該当する行為をした場合に は、利用者に対して何等の催告をすることなく、利用者の資格を失効させることができるものとしま す。

第10条(免責事項)

- 1 当社は、利用者が連携する出荷データに誤りがあったことにより発生した当該荷物の誤送等により 生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、利用者が連携する出荷データの一部に不足があった場合、業務遂行を優先するため、当該 不足データを補完して対応することができることとし、その補完対応時の誤入力等で発生した当該荷 物の誤送等により生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者が連携する出荷データに基づきお届け通知を行うものであり、当該出荷データの誤りにより発生したお届け通知の誤送信等により生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、利用者の入力・送信した情報を当社のコンピュータシステムが正確、確実に受信すること について何ら保証するものではなく、万一受信に失敗し、又は受信した情報が当該情報と同一のもの でなかったとしても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を一切負わない ものとします。
- 5 当社は、出荷データの連携に起因又は関連し、利用者の利用設備等に発生した損害並びに利用設備 等の不具合により出荷データの連携ができないことにより発生した不利益又は損害について、当社の 責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、通信障害、システム障害等に起因する出荷データの連携に係る不具合、その他当該不具合 に関連して発生した損害又はその復旧に当たり出荷データが変化、消失したことにより発生する不利 益又は損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし ます。
- 7 第4項から前項のいずれかの定めにより当社が損害賠償責任を負う場合、当社は付随的損害、間接 損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については、賠償責任を負わないものとします。 ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。

第11条(準拠法)

本規約は、日本国の法令に準拠して解釈されるものとします。

第12条(管轄裁判所)

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

2019年3月18日 制定・実施

2020年4月1日 改正

2020年5月26日 改正

2023年7月16日 改正

2024年5月27日 改正

2025年2月10日 改正

2025年7月1日 改正